

令和8年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 民法

第1問

- ①詐術 ②無過失 ③代理人 ④本人 ⑤登記 ⑥占有 ⑦詐害行為 ⑧要物
⑨返還 ⑩父母

第2問

- (1) 判例は、民法770条1項5号も、1項1号から4号までと同様破綻主義を採用したことを認め、有責配偶者からの離婚請求を許容すべきではないとの趣旨まで読み取れないとする。しかし、有責配偶者からの離婚請求を常に認めるとすると、原因を作った者が自己に有利に利用することで裁判所に離婚を認めさせ相手方の意思を全く封ずることになる。このような離婚は許容されるべきではないとして、信義誠実の原則に照らして、①有責配偶者の責任の態様・程度を考慮すべきであるが、②相手方配偶者の婚姻継続意思及び請求者に対する感情、③離婚を認めた場合の配偶者の精神的・社会的・経済的状況、④未成熟の子の監護・教育・福祉の状況、⑤別居後に形成された生活関係、⑥時の経過等を考慮しなければならないとする。
- (2) 不動産賃貸借契約は、継続的な契約関係にあり、その不動産の利用が賃借人の生活の基盤になっている。そのため、賃貸人と賃借人との間で賃貸人が有している解除権を制限する機能を有する。例えば、賃借人が2カ月賃料の支払いを遅滞しても賃料不払い解除は制限される。また、個人の賃借人が法人成りして、賃借人に変更が生じた場合、612条の規定によれば賃貸人は契約を解除できることになる。この場合、建物の利用方法・利用者数等従前の利用方法と比較して変更の場合には、賃貸人側で賃借人の交代は信頼関係を破壊しないと主張する事ができる。他方で、賃借人が賃料の支払いを継続しても、賃借人に著しい用法違反がある場合には、賃借人の用法違反が継続すると建物に回復し難い損害が生じることになる。この場合には、賃貸人が有する用法違反を理由とする解除を認める方向で解除権の行使を促進することになる。

第3問

設問1

本人であるYが無限代理人であるAの地位を相続した場合、AがYの授権を得ていないという無権代理行為がどのようなことになるかについては、相続によりAの人格とYの人格が融合し、代理人が追完されたものとして当然に有効になるという考え方があり。しかし、相続という偶然の事情によって、相手方が有している取消権(115条)や無限代理人の責任を追及できるという地位を一方的に喪失させるのは不当であ

る。そのため、Aの相続人であるYは本人の立場と無権代理人の立場を併有することになる。そして、Xに対して本人の地位を主張することは信義則(1条2項)に反しないので、Xの請求に対して追認を拒絶することができる。

設問2

Yが追認を拒絶した場合、XはAの地位を相続したYに対して無権代理人に対する責任追及をすることが考えられる。XがYに対して損害賠償請求することは特段の問題はないが、履行請求することには問題がある。設問1で検討したようにYは追認拒絶できるのである。この追認拒絶権を認めながらXがYに対して無権代理人の責任として履行請求権を認めるのは、自己矛盾に陥るものであり、本人保護の観点からもXはYに対して履行請求することは認められない。

設問3

本問は、本人の地位を無権代理人であるAと他の相続人Bが相続した場合に関する問題である。Yが有していた追認拒絶権をAとBはどのように行使することができるかという問題が生じる。追認拒絶権はAとBが相続により2分の1ずつの共有となる(900条4号、898条)。そして、追認拒絶権は所有権以外の権利であることから、準共有となり、共有に関する規定が準用される(264条)。追認拒絶権は財産の帰属を決するものであり、共有物の処分に関する規定が準用される結果、251条1項が準用され、A・B全員の承諾がなければ効力を生じない。そのため、無権代理人であるA単独では、追認することはできず、Aが追認拒絶して信義則に反すると言うことはならない。

しかしながら、Bが追認をしている場合には、Aが無権代理行為を行ってXを契約に引き込んだ責任があることから、Aが追認拒絶権を行使することは信義則に反し許されない。

以上